

中山間地域等直接支払制度の新たな対策の概要

平成 1 7 年 6 月 2 7 日

農村振興局 地域振興課

目 次

1	中山間地域等直接支払制度の実施状況(平成12年度～平成16年度)	1
	(1) 交付金が交付された市町村等	
	(2) 集落協定の概要	
	(3) 制度の効果	
	(4) 制度の問題点	
2	中山間地域等直接支払制度の新たな対策(平成17年度～平成21年度)の主なポイント	3
	(1) 基本的考え方	
	(2) 交付単価の仕組みの改善	
	(3) 地域の主体的な取組を一層活発化させるための要件等の改善	
	(4) 集落協定策定の考え方	
	(5) 集落マスタープラン	
3	「中山間地域等直接支払制度の検証と課題」等の新たな対策への反映状況	7
	(1) 「中山間地域等直接支払制度の検証と課題」 (平成16年8月19日 中山間地域等総合対策検討会)	
	(2) 「食料・農業・農村基本計画」(平成17年3月25日 閣議決定)	
	(3) 「規制改革・民間開放推進3か年計画」(平成17年3月25日 閣議決定)	
4	平成17年度のスケジュール	10
	(参考1) 中山間地域等直接支払制度の概要	11
	(参考2) 集落協定活動で取り組むべき農業生産活動等に関する基準	12

1 中山間地域等直接支払制度の実施状況(平成12年度～平成16年度)

(1) 交付金が交付された市町村等

- 交付市町村数 1,906市町村
(市町村合併後は1,484市町村)
- 協定数 33,969協定
(集落協定33,331、個別協定638)
- 交付面積 66万5千ヘクタール
(制度の対象面積78万7千ヘクタール)
- 協定締結率 85%

(2) 集落協定の概要

- 1集落協定の平均規模
 - ・参加者数 19.8名
(都府県平均19.5名)
 - ・交付金額 164万円(8.3万円/人)
(都府県平均143万円(7.3万円/人))
 - ・協定締結面積 20ヘクタール
(都府県平均10ヘクタール)

○ 面積規模別協定割合

1～10ha	70.8%
10～50ha	26.1%
50～400ha	2.7%
400ha以上	0.4%

(3) 制度の効果

途絶えていた農道や水路の共同管理の復活・充実、耕作放棄地の復旧、直営施工による農道の整備等の実施等

ボランティアによる耕作放棄地の復旧



新規作物の導入による高付加価値型農業、農業機械や施設の共同購入・利用等地域の特性を活かした取組

転作でソバの栽培とソバ粉の販売



農業体験、自然観察会、棚田を活用した体験農園やオーナー制度を通じた都市住民との交流

自然観察会を通じた都市住民との交流



農作業受託グループ等の育成、共同作業組織や集落営農組織の設立等、持続的な農業生産活動の継続に向けた取組

集落営農組織を中心とした営農展開



(4) 制度の問題点

- 各集落協定においては、農業生産活動の継続に向けた取組（ステップアップ）が漸進しているが、将来にわたって継続できる見通しは描かれていない状況にあり、このステップアップを更に充実させることが重要。

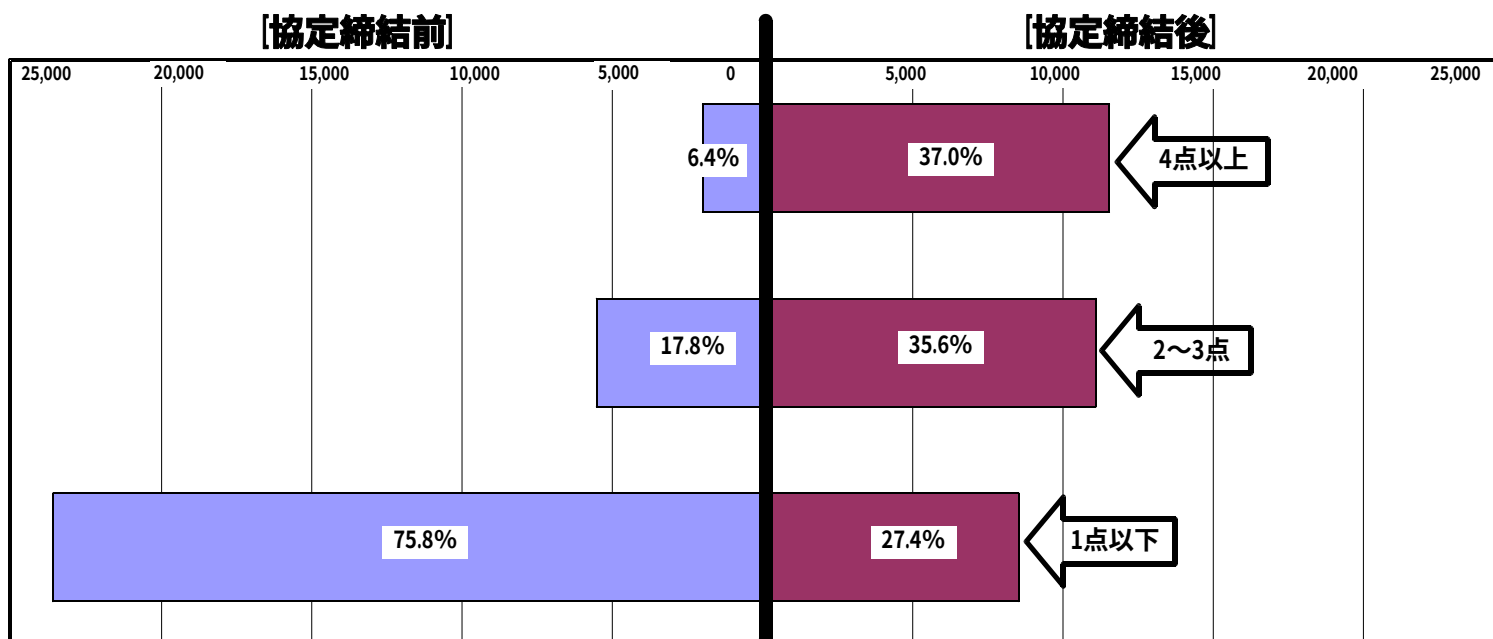
農業生産活動の継続に向けた取組のステップアップ（試算）

集落協定の締結を契機に、各集落がどの程度農業生産活動等の継続に向けた取組等をステップアップさせたかを検証するため、（注）の7つの取組について、全集落協定（3万3千協定）を調査。

- ① 農業生産活動等の継続に向けた取組が活発な集落協定（4点以上の協定）の割合が6.4%から37%に大きく増加。
- ② 一方、取組が不活発な協定（1点以下の協定）の割合は75.8%から減少したものの依然として27.4%存在。

（注）[各集落協定は耕作放棄の防止等必要最小限の行為を行っているが、これに加えて、次の7つの取組のいずれかを行っているかについて調査]

- 1: 集落全体での水路・農道等の管理に係る共同作業
- 2: 農業機械や施設の共同利用
- 3: 集落内での農作業の受委託や転作作物の団地化等の土地利用調整
- 4: 集落内での高付加価値型農業等、農業収益を上げるための取組
- 5: 農作業受託等を行う担い手（認定農業者、農業生産法人等）との連携
- 6: 認定農業者、農業生産法人等担い手の育成
- 7: 集落や地域の農業を担う集落営農組織（特定農業法人含む）の育成



2 中山間地域等直接支払制度の新たな対策(平成17年度～平成21年度)の主なポイント

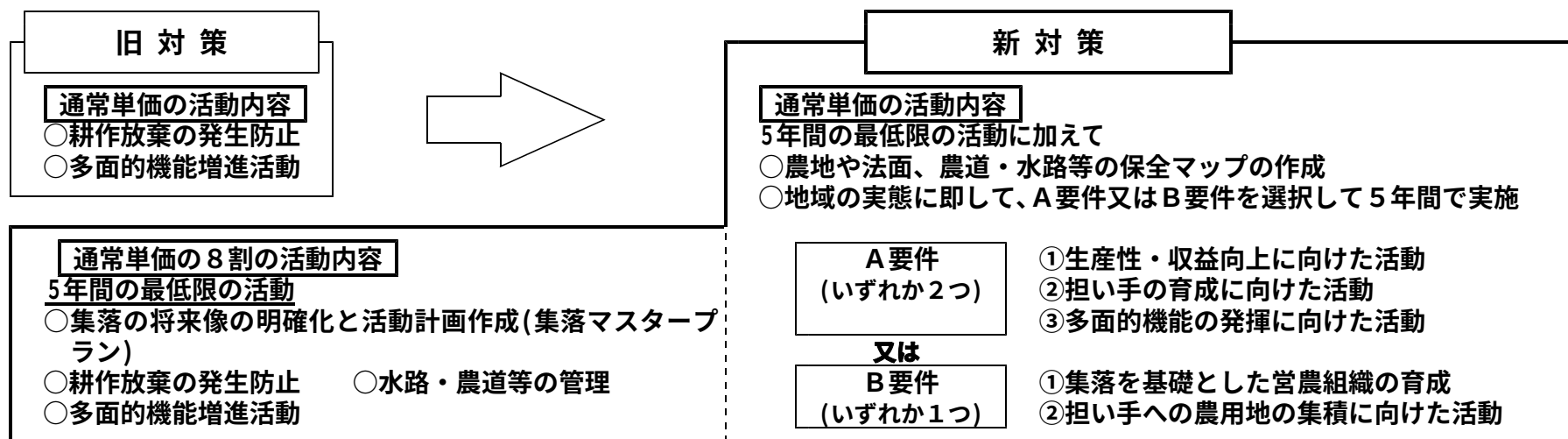
(1) 基本的考え方

平成16年度までの旧対策の検証の結果、活発な取組を行っている集落がある一方、制度開始前の取組に比べて変化の見られない集落があるなど、集落間の取組にばらつきが見られる。このため、新対策においては、将来に向けた取組の充実により、安定的な農業生産活動の継続を促す仕組みに改善。

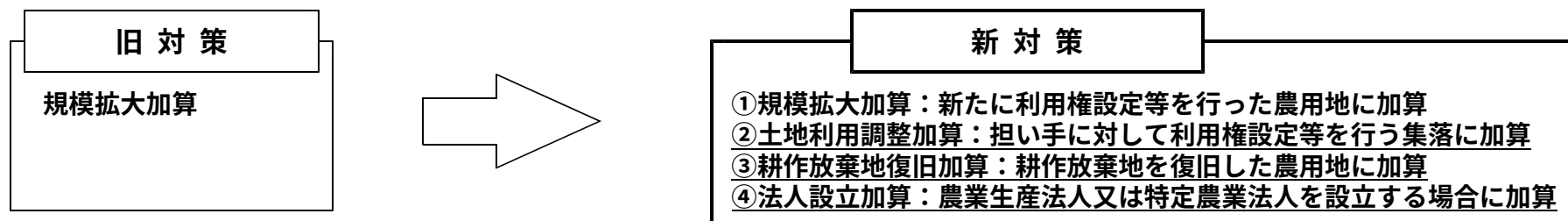
(2) 交付単価の仕組みの改善

安定的な農業生産活動の継続を促すため、今後5年間の取組について一定の要件を満たす集落に対しては通常単価を、この要件を満たさないものの5年間最低限の活動を行う集落に対しては通常単価の8割とする。さらに、積極的な取組を行う集落に対して、交付単価の加算措置を行う。

① 交付単価に差を設定

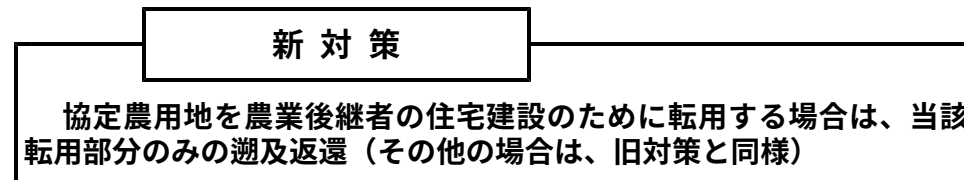
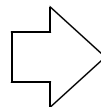
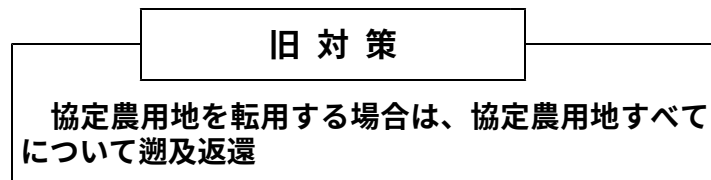


② 加算措置

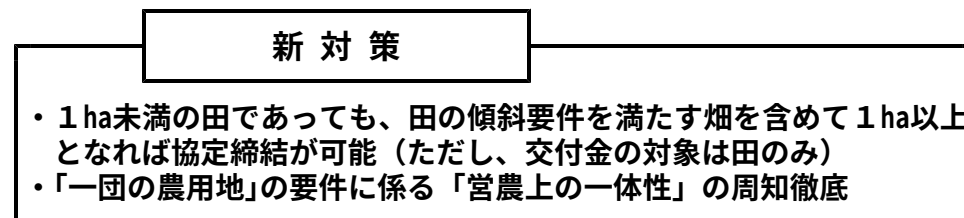
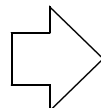
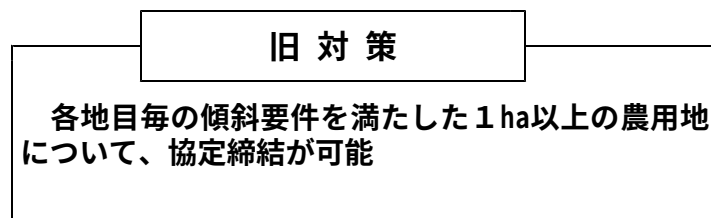


(3) 地域の主体的な取組を一層活発化させるための要件等の改善

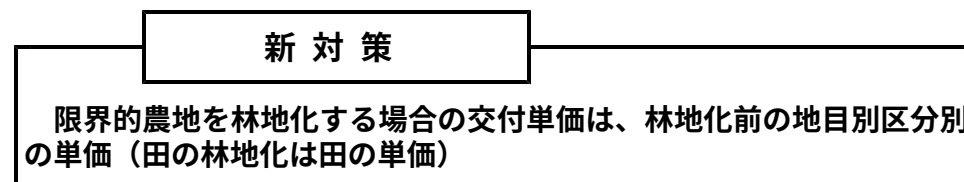
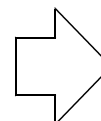
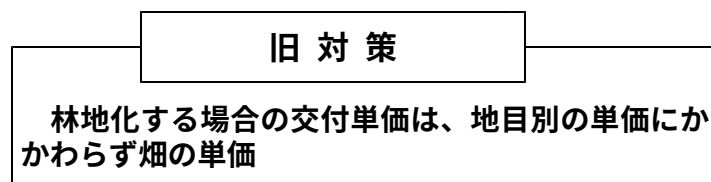
① 農業後継者住宅に転用する場合の交付金返還要件の緩和



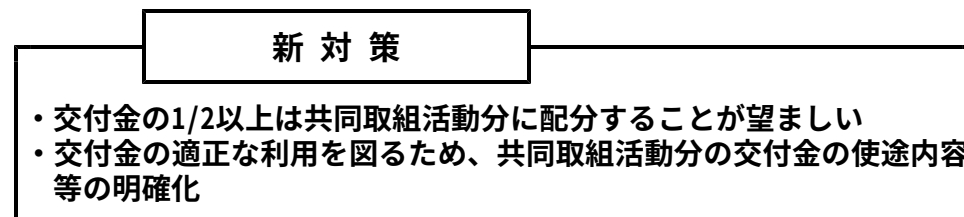
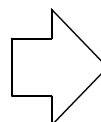
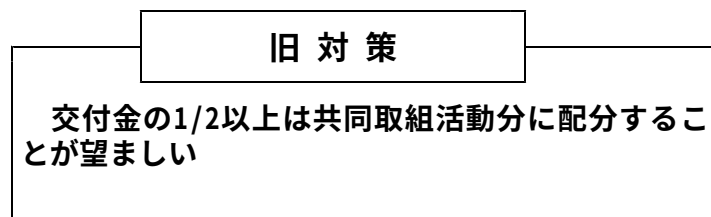
② 団地要件の緩和



③ 限界的農地における林地化の推進



④ 交付金の適正な利用の推進



(4) 集落協定策定の考え方

協定締結に向けた基本的事項についての話し合い等
(集落協定の連携・統合、交付金交付農用地の確定、参加者の決定等)

【集落協定の基本的事項の締結】

農業生産活動等に関わる事項

- 集落マスタープラン
- ・国のガイドラインを参考に、当該集落協定が目指すべき将来像（10～15年後の目標）を明記。
 - ・目指すべき将来像を達成するための協定期間（5年間）の毎年度の活動工程表の作成。
- 耕作放棄の防止等の活動（従来どおり）
- 水路・農道等の管理活動（従来どおり）

多面的機能増進活動に関わる事項

- 多面的機能を増進する活動（従来どおり）

【集落協定の充実】

協定の一層のステップアップに向けた話し合い等
(農用地等保全マップの作成、農業生産体制の整備に向けた強化、加算措置に向けた取組等)

農用地等保全マップの作成・実践



A要件 又は **B要件**を選択

[A要件] (次の1～3から、2つ以上を選択)

- 1 生産性・収益向上(次の①～③のうち1つ選択)
 - ①機械・農作業の共同化
 - ②高付加価値型農業の実践
 - ③地場産農産物等の加工販売
- 2 担い手育成(次の①～④のうち1つ選択)
 - ①新規就農者の確保
 - ②認定農業者の育成
 - ③担い手への農地集積
 - ④担い手への農作業の委託
- 3 多面的機能の発揮(次の①～③のうち1つ選択)
 - ①保健休養機能を生かした都市住民等との交流
 - ②自然生態系の保全に関する学校教育との連携
 - ③多面的機能の持続的発揮に向けた非農家・他集落等との連携

【B要件】 (次のうち1つを選択)

- 1 集落を基礎とした営農組織の育成
協定面積の一定割合以上の
基幹的農作業3作業以上の
共同利用
- 2 担い手集積化
協定面積の一定割合以上の
利用権等の設定

加えて、より積極的な取組を行う協定（規模拡大、土地利用調整、耕作放棄地復旧、法人設立）

(5) 集落マスタープラン

集落マスタープランは、協定を締結する集落の将来像（当該集落の10年～15年後を目標とする安定的かつ持続的な農業生産活動等の体制）を明確化するために、協定参加者の総意の下に集落協定に位置づけるものである。

なお、集落マスタープランに位置づけられた将来像を目指すために、協定締結期間（5年間）の活動目標及びその目標を達成するための活動工程を明確化する。

集落マスタープランに定めるべき事項

- (1) 目指すべき将来像
- (2) 将来像を実現するための活動方策
- (3) 5年間の活動目標
- (4) 集落の5年間の活動工程表

(参考)

「集落の自律的な農業生産活動等の体制整備のガイドライン」

集落協定の締結に当たっては、国が示すガイドラインを参考として、将来に向けた農業生産活動等の体制整備について、協定参加者の総意の下に明確化する。

1. 担い手（集積対象者）を核とした農業生産活動等の体制整備

（核となる担い手（集積対象者）が育成される可能性のある集落を想定）

2. 集落ぐるみの農業生産活動等の体制整備

（既に集落営農を実践している集落や核となる担い手（集積対象者）が育成される見通しがなく兼業農家が主の集落を想定）

3. その他地域の実情に即した持続的な農業生産活動等の体制整備

（限界的集落等自力だけでは将来の農業生産活動等の継続が危ぶまれる集落を想定）

3 「中山間地域等直接支払制度の検証と課題」等の新たな対策への反映状況

(1) 「中山間地域等直接支払制度の検証と課題」 (平成16年8月19日 中山間地域等総合対策検討会)

事 項	「検証と課題」の評価	新たな対策への反映状況
耕作放棄の発生防止	本制度により、66万2千haの農用地において農業生産活動等が実施されるとともに、水路や農道の共同管理の充実や鳥獣害対策への取組み等の多様な協定活動が行われており、 <u>耕作放棄の発生防止・復旧等の効果が生じている。</u>	○ 交付対象農用地の維持管理の明確化 ・制度の適正な実施のため、維持管理の内容を明確化。 ・農用地等保全マップの作成。 ・耕作放棄地の一定割合以上の復旧について、復旧加算を措置。
多面的機能の維持・増進	本制度による多面的機能の維持・増進について広く国民の理解を得るためには、営農との一体性が強い活動であり比較的活発に行われている「国土保全機能」を高める取組の他に、 <u>「保健休養機能」を高める取組や「自然生態系の保全」に資する取組をより一層積極的に行うことも重要である。</u>	○ 農業生産活動等の体制整備に向けた前向きな取組等の推進 従来の多面的機能を増進する活動(必須要件)に加え、農業生産活動等の体制整備のための選択的必須要件の1つとして、「保健休養機能」や「自然生態系の保全」に関する項目を設け、前向きな取組を促進。
将来に向けた農業生産活動等の継続的な実施	実施期間である5年間において、耕作放棄を防止するだけでなく、持続的な農業生産活動等を確保することによって、将来における耕作放棄をも防止していくという観点から、他の施策との連携を一層図りつつ、生産性向上や担い手の定着等に向けた取組を積極的に推進することも重要と考えられる。 その際、集落ごとの実態を踏まえつつ、 <u>自律的な活性化を図る観点からは、集落の合意形成を促進させ、集落の将来像の明確化とその実現を図るための生産性の向上、担い手の定着に向けた取組等具体的な活動等を各集落において明らかにすることが求められていると考えられる。</u> また、協定面積規模が大きいほど集落協定活動が活発化している傾向があることから、 <u>集落協定間の連携等を推進することが効果的であると考えられる。</u>	○ 農業生産活動等の体制整備に向けた前向きな取組等の推進 ・集落マスタープラン(集落の将来像、活動方策、活動目標、活動工程表)の作成。 ・集落活動のレベル等に応じて、交付単価に差を設定又は加算を措置し、前向きな取組を促進。 ○ 集落相互間等の連携 ・必要に応じ、限界的集落等と担い手のいる集落協定等との連携、小規模な集落協定間等の統合、協定活動の連携等を基本方針に記載。 ・地域の状況に応じ、農業公社、NPO法人、農作業受託を行う民間法人等多様な主体の役割を明確化し、これらの集落協定への参加・連携、個別協定の締結等についての具体的推進方策を記載。

事 項	「検証と課題」の評価	新たな対策への反映状況
対象地域及び対象農用地	1 haの団地要件に関する「 <u>営農上の一体性</u> 」要件の適用状況を見ると、地域によってばらつきがあることから、制度の適正・円滑な普及を図る観点より、この考え方の明確化と他の地域における先進的な事例の情報提供等が必要である。	○ 団地要件(田畑混在地の取扱い) ・田畑混在地(転作等)の1 ha未満の田であっても、田の傾斜要件を満たす畑を含めて1 ha以上であれば協定締結が可能(ただし、交付対象は田のみ)。 ・「営農上の一体性」要件の周知徹底。
交付の仕組み	交付金の活用方法については、将来に向けた農業生産活動等の継続のための取組を促進する観点において、十分留意する必要がある。	○ 共同取組活動に供される交付金の使途の明確化 ・共同取組活動に供される交付金は、農業生産活動等の体制整備に向けた活動に使用。 ・活動に供する交付金の活用方法(目的・内容等)を明確化。
限界的農用地等への対応	「高齢者のみで、リーダーが不在で取組が困難」な集落、いわゆる限界的集落については、地域の実状を踏まえた本制度と他の施策との連携を一層推進するとともに、他の集落協定のリーダーとなり得る担い手との連携等も一つの選択肢であると考えられる。また、 <u>限界的集落内の農用地や限界的農地、耕作放棄地等</u> については、今後とも維持すべき農用地であるか否かを再検討し、適宜、 <u>林地化等を推進</u> する必要がある。	○ 集落相互間等の連携 ・必要に応じ、限界的集落等と担い手のいる集落協定等との連携、小規模な集落協定間等の統合、協定活動の連携等を基本方針に記載。 ・地域の状況に応じ、農業公社、NPO法人、農作業受託を行う民間法人等多様な主体の役割を明確化し、これらの集落協定への参加・連携、個別協定の締結等についての具体的推進方策を記載。 ○ 限界的農地における林地化の推進 限界的集落の農用地や限界的農地等について、維持すべき農用地であるかを検討し、適宜、林地化等を推進する旨を基本方針に明記。 ○ 林地化の交付単価の見直し 限界的農地の林地化の単価は、林地化前の地目別区分別単価を適用。
交付金の遡及返還	協定締結農用地の一部でも転用した場合は、集落協定等の <u>全ての対象農用地に遡及返還義務</u> が発生する現行制度の仕組みは、耕作放棄の発生防止に効果を上げていると評価できる。(都道府県の評価では、 <u>農業後継者用住宅への転用</u> については、定住促進の観点から、公共事業の収用に準じた免責事由としての扱いが必要との意見がある。)	○ 交付金の返還要件に係る免責事由(農業後継者住宅に転用する場合の取扱い) 農業後継者の育成の観点から、集落協定に参加する農業後継者(新規学卒就農者等)の住宅用地に供する交付金交付農用地については、当該転用部分についてのみ遡及返還。

(2)「食料・農業・農村基本計画」 (平成17年3月25日 閣議決定)

事 項	食料・農業・農村基本計画	新たな対策への反映状況
自律的かつ継続的な農業生産活動に向けた取組	中山間地域等においては、他地域に比べ過疎化・高齢化の進行が著しいことを踏まえ、農業その他の産業の振興による就業機会の増大、多面的機能の確保や定住の促進を図るための施策を総合的かつ計画的に講じる。その際、林業振興との密接な関連性に配慮する。 特に、今後も耕作放棄地の発生防止・解消を図り、適切な農業生産活動の維持を通じ多面的機能を確保する観点から、<u>農業生産条件の不利を補正するための施策を引き続き実施する</u>。その際には、<u>集落の将来像を明確化し、担い手の育成、生産性の向上、集落間の連携の強化を推進するなど、自律的かつ継続的な農業生産活動に向けた取組を促進する</u>。	○交付対象農用地の維持管理の明確化 ・制度の適正な実施のため、維持管理の内容を明確化。 ・農用地等保全マップの作成。 ・耕作放棄地の一定割合以上の復旧について、復旧加算を措置。 ○農業生産活動等の体制整備に向けた前向きな取組等の推進 ・集落マスタープラン(集落の将来像、活動方策、活動目標、活動工程表)の作成。 ・集落活動のレベル等に応じて、交付単価に差を設定又は加算を措置し、前向きな取組を促進。

(3)「規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)」 (平成17年3月25日 閣議決定)

事 項	規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)	新たな対策への反映状況
民間活力の活用	中山間地域における高齢化の進展を踏まえて、集落協定による制度の推進を基本としつつ、<u>地域の営農状況に応じて、農業公社、農協出資型法人、民間法人経営など多様な主体の地域農業における役割の明確化を図るとともに、農業公社、地場民間企業等の集落協定への参加・連携等について、中山間地域における持続可能な基幹作業の受け皿の観点から推進を図る</u>。	○集落相互間等の連携 地域農業の状況に応じて、農業公社、NP0法人、農作業受託を行う民間法人等、多様な主体の役割を明確化し、これらの主体の集落協定への参加・連携、個別協定の締結等についての具体的な推進方策について市町村基本方針に記載。

4 平成17年度のスケジュール

6月27日	中山間地域等総合対策検討会開催
6月末	平成16年度実施状況公表
7月末日まで	市町村基本方針認定申請（市町村→都道府県）
8月末日まで	集落協定・個別協定認定申請（集落等→市町村）
9月末日まで	集落協定・個別協定認定
10月末日まで	平成17年度の実施状況の現地確認
平成18年2月頃	平成17年度実施状況（見込み）公表

（参 考）

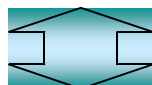
平成20年6月末	交付金交付の中間年評価
平成21年8月末	交付金交付の最終評価

中山間地域等直接支払制度の概要

(参考1)

中山間地域は我が国農業・農村の中で重要な位置

- 国土面積の69%
- 耕地面積の42%
- 総農家数の43%
- 農業産出額の37%
- 農業集落数の50%



中山間地域の現状

- 農業生産条件の不利性
- 高齢化・過疎化の進展
- 担い手の不足
- 恵まれない就業機会
- 生活環境整備の遅れ
- 地域資源の維持管理が低下

耕作放棄地の増大

食料供給機能及び多面的機能の低下

農業生産条件の不利を補正

中山間地域等直接支払制度の内容

条件不利地域の農業者等

協定の締結

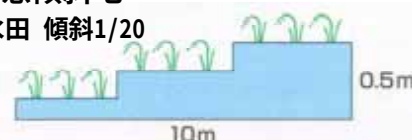
集落協定等に基づき、
①集落の将来像を明確化した活動計画の下での5年間以上継続して行われる農業生産活動等、
②一定の要件の下での農用地保全体制の整備(必須要件)や農業生産活動等の継続に向けた地域の実情に即した活動(選択的必須要件)の実施。
(①のみの実施の場合は8割単価)

交付金交付

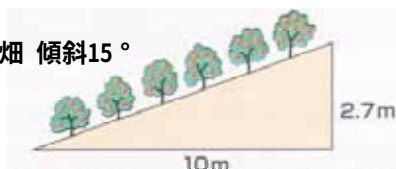
【対象地域】 特定農山村法等地域振興立法8法指定地域及び知事が定める特認地域
【対象農用地】 下記基準に該当する農振農用地内の1ha以上の一団の農用地

急傾斜地

水田 傾斜1/20



畑 傾斜15°



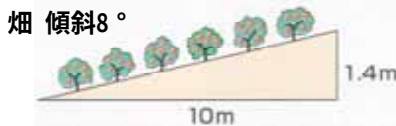
10a当たりの通常単価
田21,000円、畑11,500円、草地10,500円、採草放牧地1,000円

緩傾斜地

水田 傾斜1/100



畑 傾斜8°



- 小区画・不整形な田
- 高齢化率・耕作放棄率の高い集落にある農地

10a当たりの通常単価
田8,000円、畑3,500円、草地3,000円、採草放牧地300円

○積算気温が低く、草地比率の高い草地 (10a当たりの通常単価1,500円)

加算措置

規模拡大加算(継続)、土地利用調整、耕作放棄地復旧加算、法人設立加算

効果

- 農業生産活動の継続
- ・耕作放棄の復旧・防止



・道・水路の適切な管理

- 多面的機能の発揮
- ・農作業体験を通じた都市住民との交流



・周辺林地の下草刈り
・景観作物の作付 等

- 集落営農化等自律的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備

集落協定活動で取り組むべき農業生産活動等に関する基準

通常単価の8割水準の交付要件（5年間の最低限の農地管理活動等を実施（耕作放棄を発生させた場合などは全額返還））

要 件		活動項目	活動水準
必須要件	農業生産活動等 (右の全ての活動項目を実施)	集落マスタープランの作成	集落が目指す将来像とその実現に向けた活動計画（集落マスタープラン）の作成
		耕作放棄の防止等の活動	耕作、適切な農用地の維持管理の5年間以上の継続
		水路、農道等の管理活動	水路、農道等の維持管理の5年間以上の継続
	多面的機能増進活動	多面的機能増進活動の実施	周辺林地の下草刈り、景観作物の作付、土壌流亡に配慮した営農の実施など集落の実態に合った活動を1つ以上実施

通常単価の交付要件（上記の必須要件に加え、以下の要件を満たす活動を実施（実施できなかった場合は上記の単価との差額のみ返還））

要 件		活動項目	活動内容及び水準
必須要件	農用地等保全体制整備	農用地等保全マップの作成	将来にわたって適正に協定農用地を保全していくため、以下に例示される事項(ただし、①～⑤の中から1つ以上は定めるものとする。))について定めた図面を協定認定年度に作成する。 ①農地法面、水路、農道等の補修・改良が必要となる範囲又は位置 ②鳥獣害防止対策が必要となる位置 ③既耕作放棄地の復旧又は林地化を実施する範囲 ④農作業の共同化又は受委託等が必要となる範囲 ⑤その他将来にわたって適正に協定農用地を保全していくために必要となる事項に関する範囲
		農用地等保全マップ活動の実践	以下のいずれかの活動を実施 ①農地法面、水路、農道等の補修・改良 ②鳥獣害防止対策 ③既耕作放棄地の復旧又は林地化
選 択 的 必 須 要 件（A又はB）	A (右の要件のうち2つ以上)	生産性・収益向上 (右の活動項目のうち1つ以上)	機械・農作業の共同化 基幹的農作業のうち1種類以上に係る農業機械又は施設の共同利用される農用地面積の合計が協定農用地面積の10%又は0.5haのうちいずれか多い方の面積以上の増加となること（協定認定時に一定の実績（ただし、0.5ha以上）がある集落協定においては、別途設定①）。
		高付加価値型農業の実践	新規作物の導入、有機農業等（農林水産省又は都道府県の定めた有機農業等の栽培に関するガイドライン等に即したものに限る。）の高付加価値型農業（従来の生産体系において実現してきた付加価値を上回る見込みがあること。）を実施する協定農用地面積の合計が協定農用地面積の5%又は1haのうちいずれか少ない方の面積以上の増加となること。
		地場産農産物等の加工・販売	地場産農産物等の処理又は加工が可能な施設があり、当該施設において処理又は加工された加工品の販売の取組（集落内の自給的活動ではないものに限る。）を実施すること。
		担い手育成 (右の活動項目のうち1つ以上)	新規就農者の確保 集落協定に新規就農者（新規学卒者、離職転入者及び新規参入者であって、協定認定年度以降、新たに農業経営を開始した者とする。）の1名以上の参加があること。
		認定農業者の育成	集落協定に参加する農業者（ただし、交付金の交付の対象となる農業者に限る。以下同じ。）において、新たに認定農業者及びこれに準ずる者として市町村長が認定した者（協定認定年度以降、平成21年度までに認定）となる者が1名以上あること。
		担い手への農地集積	協定農用地において、地域農業の核となる集積対象者（認定農業者、これに準ずる者として市町村長が認定した者、第3セクター、特定農業法人（基盤強化法第23条第4項に定められるものをいう。）、農業協同組合、生産組織等。以下同じ。）と集落協定に参加する農業者との間において利用権の設定等がなされる農用地面積の合計が協定農用地面積の5%以上の増加となること。
		担い手への農作業の委託	地域農業の核となる集積対象者と集落協定に参加する農業者との間において基幹的農作業のうち1種類以上に係る作業の受委託の契約がされる農用地面積の合計が協定農用地面積の10%又は0.5haのうちいずれか多い方の面積以上の増加となること（協定認定時に一定の実績（ただし、0.5ha以上）がある集落協定においては、別途設定①）。
	多面的機能の発揮 (右の活動項目のうち1つ以上)	保健休養機能を活かした都市住民等との交流	棚田等のオーナー制度、市民農園、観光農園、体験農園が実施される農用地面積の合計が協定農用地面積の5%以上の規模において開設又は運営がされていること。
		自然生態系の保全に関する学校教育等との連携	集落協定活動において、自然生態系の保全に関する学校等教育機関、集落外のNPO法人等と連携した自然観察会、体験農園、ビオトープの確保等の活動が実施されていること（ただし、当該活動について、学校、集落外のNPO法人等の代表者等との協定締結がされていること。）。
		多面的機能の持続的発揮に向けた非農家・他集落等との連携	農業生産活動等又は多面的機能増進活動について、集落協定に参加する農業者の総数10%以上の非農家や非対象農家、又は当該集落以外の集落と連携した一体的活動が実施されていること（ただし、連携活動を当該集落協定に位置付けているものに限る。）。
	B (右の要件のうち1つ)	集落を基礎とした営農組織の育成	基幹的農作業の3作業以上（畑は2作業、草地は1作業）に係る共同機械・施設利用を実施 同一生産工程における基幹的農作業のうち田においては3種類以上、畑においては2種類以上、草地においては1種類以上に係る農業機械又は施設の共同利用の受益となる農用地面積の合計が協定農用地面積の30%又は3haのうちいずれか多い方の面積以上の増加となること（協定認定時に一定の実績（ただし、3ha以上）がある集落協定においては、別途設定②）。この場合、協定農用地以外の農用地を含めることができるが、協定農用地面積の割合が1/3以上の場合に限る。
		担い手集積化	農業生産法人、生産組織、認定農業者等、農作業の受託組織（第三セクター等）に対し、一定割合以上の利用権等（所有権移転、利用権設定、基幹的農作業3作業以上（畑は2作業、草地は1作業）委託）を設定 協定農用地において、地域農業の核となる集積対象者と集落協定に参加する農業者との間において、利用権の設定等又は基幹的農作業のうち田においては3種類以上、畑においては2種類以上、草地においては1種類以上の作業の受委託の契約（契約期間は5年以上とする。）がなされる農用地面積の合計が協定農用地面積の20%又は2haのうちいずれか多い方の面積以上の増加となること（協定認定時に一定の実績（ただし、2ha以上）がある集落協定においては、別途設定③）。この場合、協定農用地以外の農用地を含めることができるが、協定農用地面積の割合が1/2以上のものに限る。

(注) 協定認定時に一定の実績のある集落協定に関する取扱いについては、下表による。

項目	協定認定時に一定の実績のある活動項目の面積の協定農用地面積に占める割合	活動水準（協定農用地面積に占める割合）
別途設定①	50%未満	新たに10%以上の引き上げを実施
	50%以上60%未満	60%以上への引き上げを実施
	60%以上	取組み面積の現状以上を実施
別途設定②	20%未満	30%以上への引き上げを実施
	20%以上50%未満	新たに10%以上の引き上げを実施
	50%以上60%未満	60%以上への引き上げを実施
	60%以上	取組み面積の現状以上を実施
別途設定③	10%未満	20%以上への引き上げを実施
	10%以上50%未満	新たに10%以上の引き上げを実施
	50%以上60%未満	60%以上への引き上げを実施
	60%以上	取組み面積の現状以上を実施

加算単価（特に積極的な活動に対して加算（実施できなかった場合は返還））

加算事項	加算単価	活動内容及び水準
規模拡大加算（継続実施）	田：1,500円/10a 畑：500円/10a 草地：500円/10a	認定農業者等及び集落協定の構成員である新規就農者が、新たに利用権の設定等又は農作業受委託（基幹的農作業を田においては3種類以上、畑においては2種類以上、草地においては1種類以上）契約の締結を行った対象農用地について、5年以上の期間継続して農業生産活動等を行うこと。
土地利用調整加算	田：500円/10a 畑：500円/10a （要件を満たす集落全体に加算）	協定農用地において、認定農業者、これに準ずる者として市町村長が認定した者、第3セクター、特定農業法人、農業協同組合、生産組織等と集落協定に参加する農業者との間において、利用権の設定等又は農作業の受委託（基幹的農作業を田においては3種類以上、畑においては2種類以上）の締結を行った農用地面積の合計が協定農用地の30%以上行われること。
耕作放棄地復旧加算	田：1,500円/10a 畑：500円/10a 草地：500円/10a	協定農用地面積の3.5%以上（復旧された農用地を集積対象者に利用権の設定等又は基幹的農作業を田においては3種類以上、畑においては2種類以上、草地においては1種類以上委託した場合はこの限りでない。）に当たる既耕作放棄地を復旧すること（国庫補助事業の補助対象として既耕作放棄地の復旧が行われる場合は対象外）。
法人設立加算	田：1,000円/10a 畑：750円/10a 草地：750円/10a 採草放牧地：750円/10a （1法人100千円/年を上限とする。）	新たに特定農業法人を設立すること。
	田：600円/10a 畑：500円/10a 草地：500円/10a 採草放牧地：500円/10a （1法人60千円/年を上限とする。）	協定農用地面積の30%又は3haのうちいずれか多い方の面積以上の農用地を対象とした農業生産法人を設立すること（協定農用地以外の農用地を含めることができるが、協定農用地面積の割合が当該協定農用地以外の農用地面積を含めた面積の1/3以上のものに限る。）。

- (注) 1 規模拡大加算と土地利用調整加算との重複は無し。
2 同一農用地を対象とした特定農業法人設立加算と農業生産法人設立加算との重複は無し。

農用地等保全マップ：全協定農用地を対象とした、作付け地の団地化や農作業の共同化等の営農計画、高齢者農用地の引き受け手、鳥獣害防止対策、農地法面、水路、農道を対象とした補修・改良（例：法面保護工、土水路へのU字溝の設置、農道舗装等）計画等、将来にわたって適正に農用地を保全していくための農用地保全計画を図面に示したもの。

基幹的農作業：田及び畑においては、耕起、代掻き又は整地、田植え又は播種、病害虫防除、収穫、乾燥・調製（畑においては整枝・剪定を含む。）。
草地においては、耕起、播種、収穫、乾燥・調製

